

令和2年8月14日

各位

群馬県信用保証協会

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当協会において不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的に大きな役割を担い信用を第一とする信用保証協会として、このような事態を招きましたことを役職員一同厳粛に受け止め、深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、当協会をご利用いただいているお客さま、関係者の皆さまに心からお詫び申し上げます。

現在も内部調査を進めておりますが、現時点の状況について、下記のとおりご報告いたします。

今後、再発防止策及びコンプライアンス意識の再徹底の実施により、信頼回復を全力で行ってまいります。

記

1 事件の概要

営業部管理第1課に勤務していた元職員（管理職）が、管理回収担当として勤務中にお客さまからの回収金を着服していたことが判明しました。

- (1) 事故者 元職員（男性、52歳）
- (2) 発生部署 営業部管理第1課
- (3) 発生時期 事案1：平成26年7月4日、事案2：平成27年7月6日
- (4) 被害の内容

被害先 2先

手口 事案1：当協会が求償権を有するお客さまから回収金1,850,000円を受領し、引き換えに不正に作成した領収書を渡して、入金処理をせず回収金を着服しました。

事案2：当協会が求償権を有するお客さまから回収金100,000円を受領し、引き換えに不正に作成した領収書を渡して、入金処理をせず回収金を着服しました。

金額 総額1,950,000円

- (5) 発覚日 事案1：令和2年7月31日、事案2：令和2年8月6日
- (6) 発覚の経緯

事案1のお客さまと当協会職員（事故者とは別の職員）が面談した際、お客さまと当協会の把握している返済金額の認識が相違していることが分かり、事故者へのヒアリング等を行った結果、発覚しました。

また、事案2は、事案1の発覚を受けて当協会内で内部調査を行った結果、発覚しました。

2 発生原因

管理職という立場や、管理回収のベテランという周囲の信頼を利用して、領収書の偽造や不正規な公印の利用を巧妙に行ったものですが、当協会のチェック態勢が十分でなかった点にも原因があります。

3 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係を説明し、お詫びをさせていただいております。引き続き誠実に対応させていただきます。

4 関係機関への報告等

事件発覚後、法令等に基づき監督官庁へ報告いたしました。
また、警察に対しても相談をしております。

5 人事処分等

事故者に対して、令和2年8月13日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、本件を重く受け止め、経営陣を含む管理監督の責にあった関係者につきましても責任の所在を明確にし、厳正に処分を行います。

6 今後の対応

当協会は、これまでもコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、内部管理態勢の充実・強化に努めてまいりました。今回の事件を受けて再発防止策を検討し、一部は既に実施しております。今後、回収金における各種チェック機能の強化等、内部管理態勢の一層の強化及びコンプライアンス意識の再徹底を行い、全役職員をあげて皆さまの信頼回復に取り組んでまいります。

以上